

ドイツ及びフランスにおける時効の中断・停止制度について

ドイツ

1 訴追時効の中断制度

訴追時効の中断は、一定の事由により、それまで進行してきた訴追時効期間が無に帰することとなるものであり、中断事由としては、被疑者の取調べ、裁判官による搜索命令、押収命令、勾留命令等、公訴の提起、公判の開始、公判のあらゆる決定等が規定されている。

時効中断の効果は、中断事由となる行為が関係する者についてのみ及ぶこととされているところ、中断事由たる行為は、特定の人物に関係するものであって、かつ、特定の被疑事実に関するものでなければならないと解されている。

中断について回数の制限はないが、中断が繰り返されても、本来の時効期間の2倍の期間を経過すると、訴追時効が完成することとされている。

2 訴追時効の停止制度

訴追時効の停止は、公判手続が停止されている場合など、法律上、訴追を開始・続行することができない場合に、その期間、訴追時効の進行が停止するものである。

フランス

1 公訴時効の中断制度

公訴時効の中断は、一定の事由により、それまで進行してきた公訴時効期間が無に帰することとなるものであり、予審又は訴追に係る行為が中断事由とされている。司法警察員等による調書作成、検察官による予審開始請求、裁判所への呼出し、予審判事による令状及び捜査嘱託書の発出等がこれに当たるものと解されている。

予審開始請求は、その対象となる人を指名し、又はこれを指名しないで、これを行うことができることとされている。

中断について回数や期間の制限はない。

2 公訴時効の停止制度

公訴権の消滅を宣告した判決（被告人の死亡、公訴時効の完成等により公訴権が消滅した場合に言い渡される判決）が偽造の証拠に基づくものであったことが、その後の訴訟によって明らかにされ、これについて刑の言渡しがなされた場合には、公訴時効は、先の判決の確定日から刑の言渡しの日まで停止していたものとみなされる。